

松浦民報

2012年 5月

発行 日本共産党松浦市委員会 電話・FAX 0956-75-1947

ブログ「ゆう子のひろば」http://pub.ne.jp/yukoya/

日本共産党松浦市委員会の見解を紹介します。



日本共産党松浦市議会議員

安江ゆう子の市議会だより

2012年3月市議会で、日本共産党の安江ゆう子市議は、税金の滞納処分（差し押さえ）、小中学校の統廃合問題、住宅リフォーム問題、松浦市地域福祉計画問題などについて一般質問をしました。

どうしたら生活が再建できるか

税滞納者への親身な収納活動へ転換を

松浦市では税金滞納処分（差し押さえ）が年々増えています。経済不況が続く中で平成21年度は13件、22年度は47件、23年度は37件（24年2月まで）。安江ゆう子市議は差し押さえられた市民からの相談をもとに、市による差し押さえの実態を明らかにし、法と人権を守ることを追及しました。

はじめに安江市議は差し押さえられた市民の話を具体的に紹介。「税務課との話し合いで息子の給料から毎月15000円差し押さえられ、滞っている税金は分納しているのに、突然に朝から市役所から7、8人がやって来て、引き出し、押し入れ、息子の部屋など家中見て回ってありとあらゆるものに命を脅かして

ゆるものを持っていかれた。その上残っていた息子の給料全額も」と。さらに「『お金を全部持って行くんですか。明日からの生活はどうしますか』と尋ねると、『家族の方で話し合ってください』と言われた」と。

安江市議 市役所の使命は住民の命を守るものなのに、反対に命を脅かして

います。許せません。市長、この実態に心が痛みませんか。

市長 税務課の職員は、その職務を誠実に履行するという

ことについてご理解をいただきたいと思

います。私事です

が、実は私も小さいころ家庭で差し押さえられた経験をもつております。そういうことからいたしましても、この差し押



トラック朝市 (記事とは関係ありません)

えをしている場合には、基本的に全額差し押さえるということですが、例えは今日、明日の生活費等の部分については、聞き取り等の中からその部分は差し押さえを除外するという形でさせていただいている。

安江市議 国税徴収法第75条は、最低生活の保障、生業維持の保障、精神生活の安寧の保障、社会保障制度の維持、これらの理由から現金すべての差し押さえというのは違法です。同48条2項では、「債権の金額の合計額をこえる見込みがないときは、その財産は差し押さえることができない」と、つまり無益な差し押さへの禁止が決められています。国税徴収法の75条、48条に違反して、憲法25条の生存権を脅かす、家の中から現金を全部持っていく、こういう差し押さえをやめるべきです。

安江市議は、税金を滞納している方に対して、命を縮める思いを今後させてはならない、市役所職員は住民の生活実態をよく聞き、法に照らして使える制度がないか、どうしたら生活が再建できるか、親身になって対応する相談収納活動への転換を要望し、法無視の差し押さへの中止を求めました。



松浦青年農業者会総会 (記事とは関係ありません)



松浦市身体障害者福祉協会ブロック研修会 (記事とは関係ありません)